

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本カーボン株式会社		コード	5302
提出日	2026/3/9	異動(予定)日	2026/3/27	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	佐々木 光雄	社外監査役	○														○		有	
2	片山 有里子	社外取締役	○															○		有
3	田中 義和	社外取締役	○	△																有
4	鈴木 昭	社外監査役	○															○		有
5	加藤 丈夫	社外取締役	○														△		新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	佐々木 光雄 氏は公認会計士および税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるとの判断から社外監査役といたしました。同氏は取引所が定める独立性基準への抵触はなく「一般株主と利益相反の生じるおそれ」はないと判断しております。
2	該当なし	片山 有里子 氏は弁護士としての豊富な経験と経営に関する深い見識を有しており、これらを活かすことで当社のコーポレートガバナンスの一層の強化が期待できるとの判断から、社外取締役といたしました。同氏は過去に当社およびその子会社の業務執行者であった者にあたりますが、退任から相当の期間が経過し、また退任後において関係は継続していないため、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、「一般株主と利益相反の生じるおそれ」がないものと判断しております。
3	田中 義和 氏は2006年3月から2009年3月まで当社取締役、2007年3月から2009年3月まで当社子会社の株式会社日花園取締役、2008年3月から2011年3月まで当社子会社の新日本テクノカーボン株式会社(現:日本テクノカーボン株式会社)取締役として、各社の業務執行者として在籍していました。	田中 義和 氏は当社および当社関係会社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業価値向上とコーポレートガバナンスの一層の充実に期待できるとの判断から社外取締役といたしました。同氏は過去に当社およびその子会社の業務執行者であった者にあたりますが、退任から相当の期間が経過し、また退任後において関係は継続していないため、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、「一般株主と利益相反の生じるおそれ」がないものと判断しております。
4	該当なし	鈴木 昭氏は、日本農薬株式会社の事業部経営に携わり、管理者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化に適しているとの判断から社外監査役といたしました。同氏は取引所が定める独立性基準への抵触はなく「一般株主と利益相反の生じるおそれ」はないと判断しております。
5	加藤 丈夫氏は2013年まで株式会社アルバックに、その後2018年までアルバック東北株式会社、それぞれ業務執行者として在籍していました。両社は他の真空炉メーカーと同様、当社炭素製品の一般ユーザーであり、同氏は当社取引先の「出身者」にあたります。なお、両社はともに当社製品の一般ユーザーであり、その取引条件は通常のものに限られることから、両社との取引概要に関する記載は省略いたします。	加藤 丈夫 氏は企業経営その他幅広い分野での豊富な経験と優れた見識を当社経営に活かすことで、当社の企業価値向上とコーポレートガバナンスの一層の充実に期待できるとの判断から社外取締役といたしました。同氏は当社取引先の「出身者」にあたりますが、当該取引先との取引は、他の一般ユーザーと同様の通常取引に限られるため「一般株主と利益相反の生じるおそれ」はないと判断しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。